

由布市挾間健康文化センター「はさま未来館」文化ホール ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集の目的

由布市では、保有する施設の魅力を高めることによる利用者便益の向上と、市の新たな財源を確保することを目的として「はさま未来館」文化ホールのネーミングライツ・パートナー（命名権者）を募集します。

ネーミングライツ・パートナーは、市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を表示することによって、広告及び地域貢献の機会を拡大することができます。

2. 募集対象施設

(1) 名 称 由布市挾間健康文化センター「はさま未来館」文化ホール
※文化ホール部分のみを対象とします。

(2) 所 在 地 由布市挾間町挾間104番地1

(3) 施設概要

文化ホール（フロア）	416㎡ 511席 （可動席500席、車椅子席5席、親子室席6席） 可動席を収納することにより軽スポーツ用体育館として利用可
文化ホール（ステージ）	88㎡ バックステージ有り
控え室	3室（21㎡、14㎡、16㎡）
控え室トイレ	男女別各2
給湯室	
文化ホール付属設備	プロジェクター、照明機器1式、音響装置一式、金屏風 グランドピアノ1台、音響反射板10台、雛段一式

3. 契約の期間

原則として3年～5年程度

4. 募集の金額（命名権料）

50万円以上／年（消費税及び地方消費税込）

【例】年60万円で4年間契約を希望する場合は、60万円×4年間＝240万円となります。

5. 愛称の使用開始時期

令和4年4月1日から（予定）

※ 愛称の使用開始時期は、市民への周知期間や導入準備期間を踏まえて、協議も可能とします。

6. 愛称の条件

- ①市民等にとって親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られるものであり、かつ、施設設置目的などにふさわしい名称を命名してください。（愛称の修正を求める場合があります。） 【例】はさま未来館〇〇〇（企業名等愛称）ホール
- ②他人の著作権、商標権を侵害しないものであることとします。
- ③法律等に違反するもの、公序良俗に反するものなど、由布市が定めるネーミングライツ導入に関する基本方針における「使用を禁止する愛称」に当てはまらないものとします。
- ④募集するのは施設の愛称であり、条例上の施設名称は変更しません。
- ⑤契約期間中の愛称変更は、原則できません。

7. 名称変更に伴う費用の負担

命名権料以外の費用負担区分は次のとおりです。

区 分	市	パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※ 1		○
新規看板等の設置 ※ 2		○
契約期間終了後の現状回復		○
契約締結後に作成する市報やパンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更	○	

※ 1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ変更可能な表示とします。

※ 2 新機看板等の設置については、設置の可否を協議し決定します。

8. 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しません。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- ②本市により指名停止等を受けている団体
- ③国税及び地方税を滞納している団体
- ④会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生又は再生手続きをしている法人(ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。)
- ⑤法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- ⑥公序良俗に反する事業を行う団体
- ⑦政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ⑧暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- ⑨その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体

9. 募集期間及び応募方法等

(1) 募集期間等

①募集期間

令和3年11月1日（金）から令和3年12月10日（金）まで

②募集要項及び必要書類の配布

担当窓口にご連絡いただくか、由布市ホームページでもダウンロード出来ます。

※担当窓口は本募集要項の最後に記載しています。

(2) 申込み書類の提出

①提出期限

上記募集期間内に提出をお願いします。

②提出先

担当窓口にご直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください。郵送の場合は、募集期間内に必着とします。

(3) 質問等の受付・回答

募集要項等に関して質問がある場合は、別紙「第4号様式 ネーミングライツにかかる質問書」により、次のとおり受け付けます。

①質問受付期限

令和3年11月30日（火） 17時まで

②提出場所及び方法

担当窓口にご直接お持ちいただくか、郵送、FAX又は電子メールにて提出して下さい。（期限までに必着とします。また、口頭での質問は受け付けません。）

③質問回答期限

令和3年12月1日（水）まで

④回答方法

質問者には、郵送、FAX、電子メールにより個別に回答するほか、由布市のホームページ内で質問及び回答を公表します。（質問者の氏名等は公表しません。）

10. 提出書類

項番	書類名	
1	由布市挾間健康文化センター「はさま未来館」ネーミングライツ・パートナー申込書	第1号様式
2	社会貢献（地域貢献への取り組み）	第2号様式
3	会社概要	第3号様式
4	定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）	任意様式 当該証明書
5	直近3箇年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	任意様式
6	直近3箇年分の国税（法人税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税（法人住民税）の納税証明書	当該証明書

1 1. ネーミングライツ・パートナーの選考方法

ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、予め定められた選考基準に基づき総合的な審査を行い、優先交渉権者※を決定します。応募者が1者のみの場合も、選考委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定します。

※優先交渉権者・・・応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者をいいます。

【選考基準（評価項目と配点）】

資格要件を満たしている全応募者を対象に、下記のとおり選考基準の評価項目と配点により評価、点数化し、総合点数が一番高い者を優先交渉者とします。また、次点以下の交渉順位も決定します。なお、選考基準の評価項目において、著しく低い評価点がある場合又は総合点数が6割以下の場合は優先交渉権者を選定しない場合があります。

評 価 区 分	評 価 項 目	配 点
応募条件	①応募金額	3 0
	②期間	1 0
応募企業の状況	③地域性	5
	④経営の安定性	1 0
	⑤社会貢献（地域貢献）への取り組み	1 0
	⑥ネーミングライツ・パートナーとしての熱意	1 5
愛称	⑦親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージとの整合	2 0
合 計 点 数		1 0 0

1 2. 選考結果の通知

選考委員会の結果については、それぞれ応募者全員に文書で通知します。

1 3. 契約の締結及び解除

（1）契約の締結

優先交渉権者の決定後速やかに協議を行い、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約書を締結します。なお、契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、契約期間終了後、次回の契約の際に優先的に交渉することが出来ます。

（2）契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約期間満了前に契約を解除する場合があります。その場合における現状復旧に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが

負担することとします。なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

14. ネーミングライツ・パートナーの公表、新名称（愛称）の周知啓発

ネーミングライツ・パートナーの決定後、市は速やかに企業名や施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等について、市ホームページや市報等により公表するとともに、新名称（愛称）を積極的に使用します。

15. ネーミングライツ開始までのスケジュール

①募集期間	令和3年11月1日（金）から 令和3年12月10日（金）まで
②申込み受付期間	上記募集期間に同じ
③選考委員会（優先交渉権者の選定）	12月中旬
④ネーミングライツ・パートナー決定	1月中旬
⑤契約の締結	1月下旬
⑥施設表示等の変更等（準備期間）	契約締結後2ヶ月程度
⑦ネーミングライツ開始	令和4年4月1日から

※上記スケジュールは予定であり、優先交渉権者との協議次第では若干の変更が生じる場合があります。

16. その他

本募集要項に定めのない事項については「由布市ネーミングライツ導入に関する基本方針（ガイドライン）」及び「由布市ネーミングライツ・パートナー選考基準」によるものとします。また、それ以外の疑義が生じた場合は、市、応募者及びネーミングライツ・パートナーが誠意を持って協議し定めるものとします。

17. お問い合わせ先（担当窓口）

由布市役所 財政課 担当：大塚

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

TEL：097-582-1111（内線）1251

FAX：097-582-3971

メールアドレス：zaisei@city.yufu.lg.jp